

基礎自治体における消費生活相談員の資格保有状況(平成24年4月1日現在)

ポイント

- 【全体】全国1742カ所の基礎自治体のうち、過半数(57.9%)が、有資格の消費生活相談員を「未配置」。
- 有資格の消費生活相談員を「2人以上配置」は24.2%、「1人配置」は17.9%。[図7-1]
- 【行政区分・人口規模別】政令市以外の基礎自治体には、「未配置」の自治体がある。
- 人口規模が小さくなるほど有資格の消費生活相談員配置率は低くなる傾向。
- 特に、人口規模が5万人に満たない基礎自治体では、その過半数が「未配置」。

- 【高齢者割合別】高齢者の割合が33.3%以上(住民3人に1人以上)の基礎自治体では、有資格者の配置率が半数を下回る。[図7-3]
- 【財政力指数別】財政力指数が低い基礎自治体ほど、有資格の相談員配置率、「2人以上配置」率ともに低い傾向。[図7-4]
- 【過疎区分別】過疎地域市町村では9割弱が有資格の相談員「未配置」。[図7-5]

図7-1. 基礎自治体における消費生活相談員の資格保有状況(N=1742)

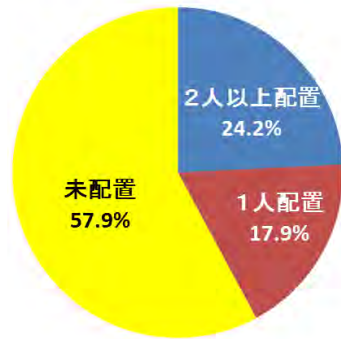


図7-2. 基礎自治体における消費生活相談員の資格保有状況(行政区分・人口規模別)

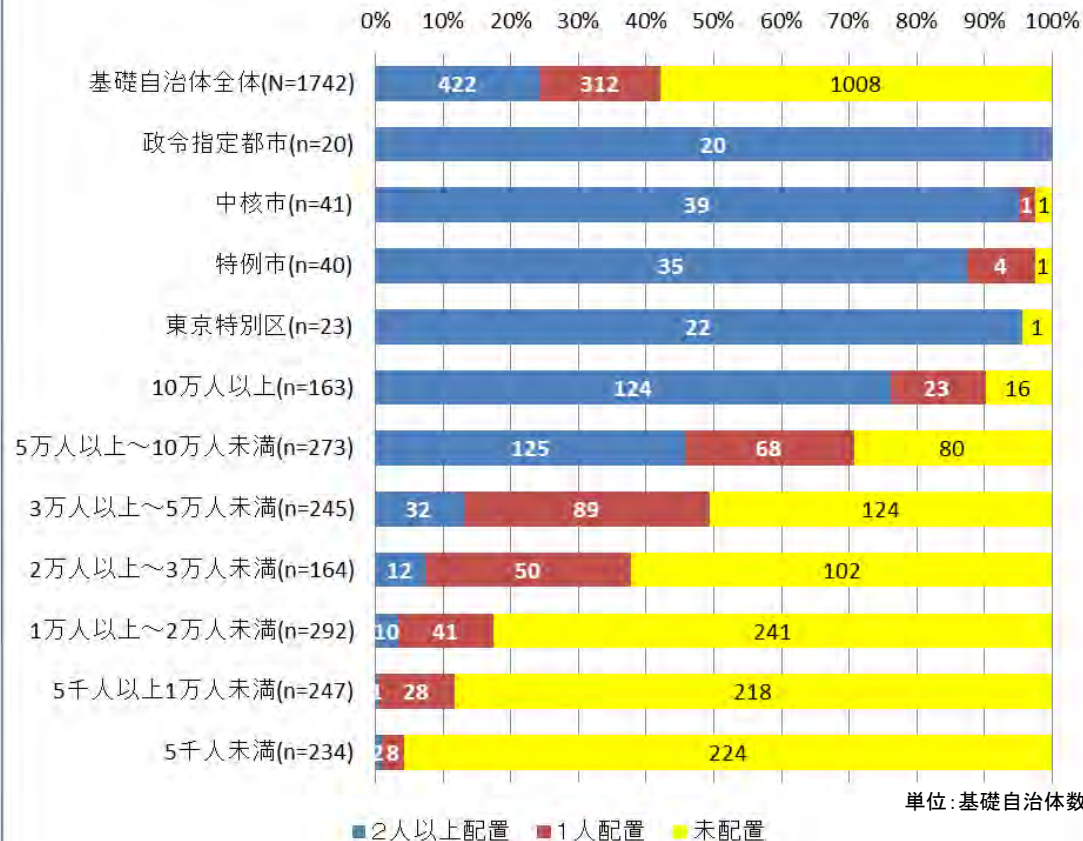
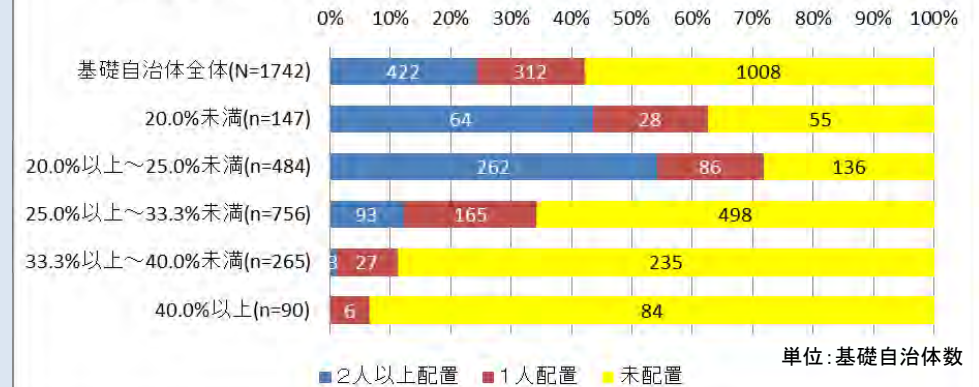
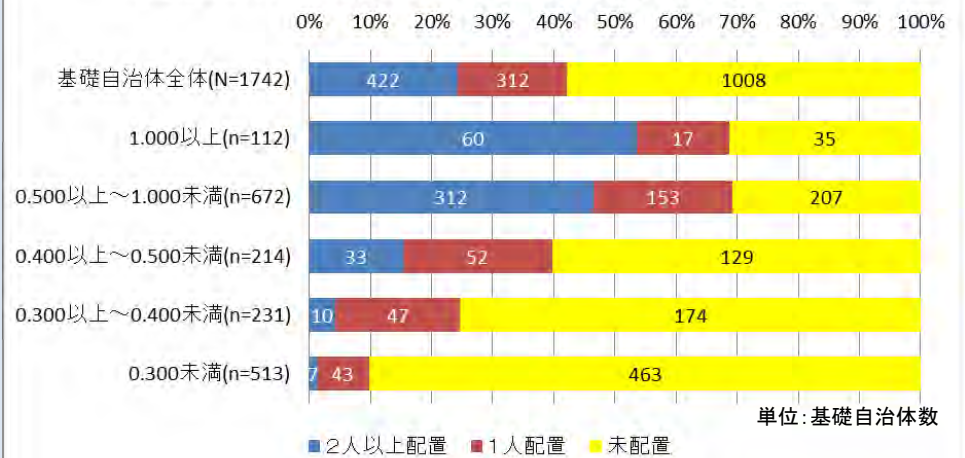


図7-3. 基礎自治体における消費生活相談員の資格保有状況(高齢者人口割合別)



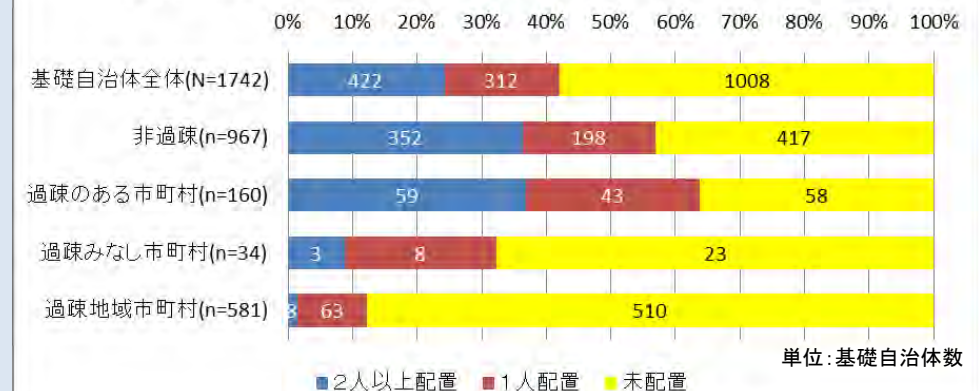
[参考]
高齢者人口割合
全国平均23.4%

図7-4. 基礎自治体における消費生活相談員の資格保有状況(財政力指数別)



[参考]
財政力指数
全市町村平均0.51

図7-5. 基礎自治体における消費生活相談員の資格保有状況(過疎区分別)



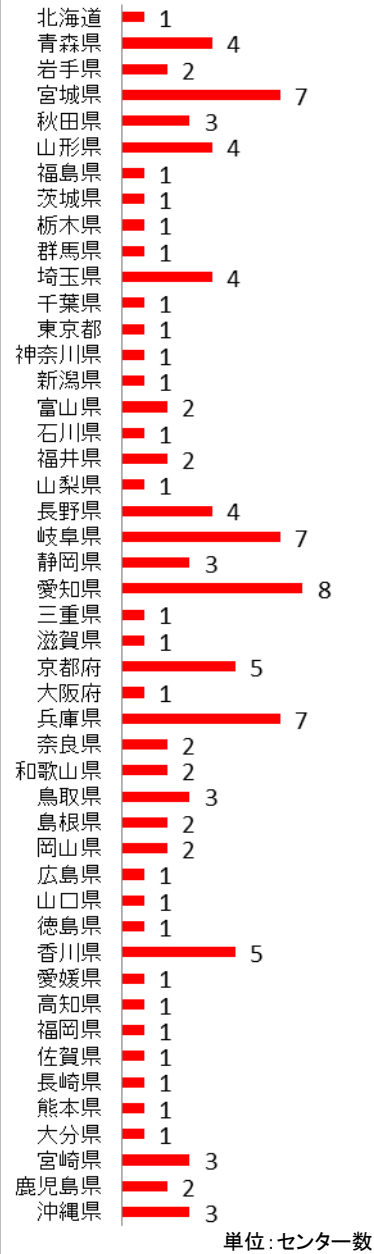
都道府県の現状

都道府県におけるセンター設置状況と開所状況(平成24年4月1日現在)

ポイント

☞消費者安全法第10条の規定にもとづき、47都道府県にはすべて「センター」が設置されており、複数を設置している自治体もある。[図8-1]

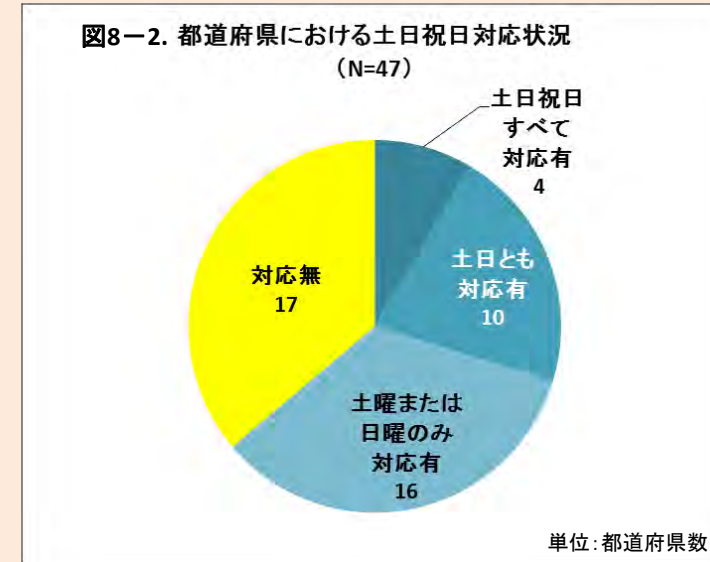
図8-1. 都道府県立のセンター数(N=110)



ポイント

☞いずれの都道府県においても、1週間に5日以上、センターを開設している。
 ☞土日祝日の対応状況を見ると、「土日祝日すべて対応」は4自治体、「土日とも対応有」は10自治体、「土曜または日曜いずれか対応有」が16自治体となっている。
 17の都道府県では、土日祝日に都道府県レベルでの対応を行っていない。[図8-2]

図8-2. 都道府県における土日祝日対応状況(N=47)



※隔週で土日祝日対応している場合など、毎週対応していない場合も「なんらかの対応有」としてカウントしている。

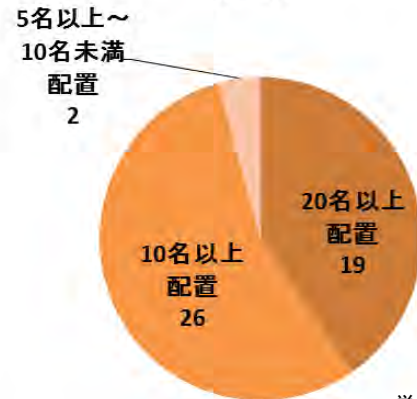
都道府県における消費者行政担当職員と消費生活相談員の配置状況(平成24年4月1日現在)

ポイント

【消費者行政担当事務職員】

- ☞9割以上の都道府県では、都道府県立のセンターに10名以上の事務職員を配置している。
※すべての都道府県が複数名の事務職員を配置。
※いずれの都道府県にも、複数名の「専任職員」が配置されている。
- ☞事務職員「20名以上配置」は19カ所(40.4%)、「10名以上配置」は26カ所(55.3%)、「5名以上～10名未満配置」は2カ所(4.3%)。
- ☞全国平均は22.8名。最大で105名、最小で7名配置。[図9-1]
- ☞都道府県に配置されている消費者行政担当事務職員1070名が、消費者行政「専任」か、その他の行政分野と「兼務」しているかをみると、78.5%(840名)が「専任」[図9-2]

図9-1. 都道府県における消費者行政担当事務職員の配置状況 (N=47)

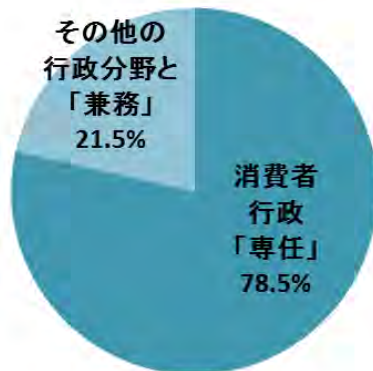


単位: 都道府県数

都道府県全体

合計値	1070	名
平均値	22.8	名
最大値	105	名
最小値	7	名

図9-2. 都道府県における消費者行政担当事務所職員の「専/兼状況」 (N=1070)



ポイント

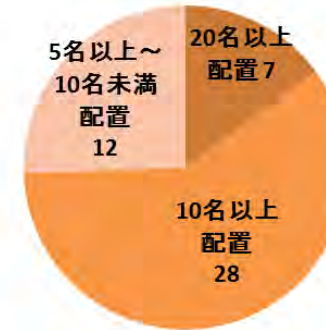
【消費生活相談員】

- ☞すべての都道府県が複数名の消費生活相談員を配置。
- ☞「20名以上配置」は7カ所(14.9%)、「10名以上配置」は28カ所(59.6%)、「5名以上～10名未満配置」は12カ所(25.5%)。
- ☞全国平均は15.1名。最大で64名、最小で7名配置。[図10-1]

【有資格の消費生活相談員】

- ☞すべての都道府県が有資格の消費生活相談員を複数名配置。
- ☞「20名以上配置」は6カ所(12.8%)、「10名以上配置」は21カ所(44.7%)、「5名以上～10名未満配置」は20カ所(42.6%)。
- ☞全国平均は12.6名。最大で40名、最小で4名配置。[図10-2]

図10-1. 都道府県における消費生活相談員の配置状況 (N=47)

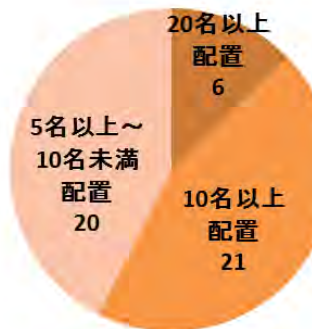


単位: 都道府県数

都道府県全体

合計値	710	名
平均値	15.1	名
最大値	64	名
最小値	7	名

図10-2. 都道府県における消費生活相談員の資格保有状況 (N=47)



単位: 都道府県数

都道府県全体

合計値	594	名
平均値	12.6	名
最大値	40	名
最小値	4	名

<参考資料> 都道府県と基礎自治体の人員配置規模

都道府県と基礎自治体における消費者行政担当事務職員と消費生活相談員の配置人数(平成24年4月1日現在)

ポイント

- 都道府県には平均22.8名、基礎自治体には平均2.4名の消費者行政担当職員が配置されている。
- 都道府県(1070名)および基礎自治体(4102名)の消費者行政担当職員数の合計(5172名)を、人口10万人あたりに換算すると「4.1名」。[参考表1]

[参考表1] 消費者行政担当事務職員の配置状況

都道府県全体

合計値	1070	名
平均値	22.8	名
最大値	105	名
最小値	7	名

基礎自治体全体

合計値	4102	名
平均値	2.4	名
最大値	26	名
最小値	0	名

人口10万人当たりの事務職員数換算(人口規模別)

人口規模別	人口 10万人当たり
人口300万人以上の都道府県(n=10) 東京都、神奈川県、大阪府、愛知県、埼玉県、千葉県、兵庫県、北海道、福岡県、静岡県	0.7 名
人口150万人以上～300万人未満の都道府県(n=14) 茨城県、広島県、京都府、新潟県、宮城県、長野県、岐阜県、福島県、群馬県、栃木県、岡山県、三重県、熊本県、鹿児島県	0.8 名
人口150万人未満の都道府県(n=23) 山口県、愛媛県、長崎県、沖縄県、奈良県、滋賀県、青森県、岩手県、大分県、山形県、石川県、宮崎県、富山県、秋田県、和歌山県、香川県、山梨県、佐賀県、福井県、徳島県、高知県、鳥根県、鳥取県	1.4 名

行政区分・人口規模別	人口 10万人当たり
政令指定都市(n=20)	1.0 名
中核市(n=41)	1.1 名
特例市(n=40)	1.5 名
東京特別区(n=23)	1.5 名
10万人以上(n=163)	2.0 名

※人口10万人未満の基礎自治体については、人口10万人当たりの事務職員数を換算するのに適さないため、クロス集計を割愛。

事務職員 : 人口10万人あたり「4.1名」配置

ポイント

- 都道府県には平均15.1名、基礎自治体には平均1.5名の消費生活相談員が配置されている。
- 都道府県(710名)および基礎自治体(2670名)の消費生活相談員数の合計(3380名)を、人口10万人あたりに換算すると「2.7名」。[参考表2]

[参考表2] 消費生活相談員の配置状況

都道府県全体

合計値	710	名
平均値	15.1	名
最大値	64	名
最小値	7	名

基礎自治体全体

合計値	2670	名
平均値	1.5	名
最大値	26	名
最小値	0	名

人口10万人当たりの相談員数換算(人口規模別)

人口規模別	人口 10万人当たり
人口300万人以上の都道府県(n=10) 東京都、神奈川県、大阪府、愛知県、埼玉県、千葉県、兵庫県、北海道、福岡県、静岡県	0.4 名
人口150万人以上～300万人未満の都道府県(n=14) 茨城県、広島県、京都府、新潟県、宮城県、長野県、岐阜県、福島県、群馬県、栃木県、岡山県、三重県、熊本県、鹿児島県	0.7 名
人口150万人未満の都道府県(n=23) 山口県、愛媛県、長崎県、沖縄県、奈良県、滋賀県、青森県、岩手県、大分県、山形県、石川県、宮崎県、富山県、秋田県、和歌山県、香川県、山梨県、佐賀県、福井県、徳島県、高知県、鳥根県、鳥取県	1.0 名

行政区分・人口規模別	人口 10万人当たり
政令指定都市(n=20)	1.0 名
中核市(n=41)	1.4 名
特例市(n=40)	1.6 名
東京特別区(n=23)	1.6 名
10万人以上(n=163)	2.3 名

※人口10万人未満の基礎自治体については、人口10万人当たりの消費生活相談員数を換算するのに適さないため、クロス集計を割愛。

相談員 : 人口10万人あたり「2.7名」配置

[参考表3] 福祉、医療、安全分野の主な職業との規模感比較

※消費者行政担当職員および消費生活相談員は都道府県と基礎自治体配置人数の合計から算出

年度	消費者行政担当職員数 (人口10万人当たり)	消費生活相談員数 (人口10万人当たり)	民生委員 (児童委員)数 (人口10万人当たり)	母子自立支援員数 (人口10万人当たり)	医療施設に 従事する医師数 (人口10万人当たり)	医療施設に 従事する 看護師・准看護師数 (人口10万人当たり)	保健師数 (人口10万人当たり)	消防吏員数 (人口10万人当たり)	警察官数 (人口10万人当たり)
2012.4.1	4.1人	2.7人	175.9人	1.25人	219人	871.6人	35.2人	122.8人	199人

※出典: 社会生活統計指標「都道府県の指標-2013(総務省統計局)」

◎民生委員(児童委員)数、母子自立支援員数(厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」, 同部「業務資料」)

◎医師数(厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」), 看護師・准看護師(同部「衛生行政報告例」)

◎保健師数(厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」)

◎消防吏員数(総務省消防庁「消防年報」)

◎警察官数(警察庁長官官房「業務資料」, 総務省自治行政局「地方公共団体定員管理調査」)